11　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第八項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

附則第十九条の十五第五項中「十三・〇〇〇」を「九・〇〇〇」に改め、同項の表都道府県の項算式の符号A中「平成23年農業算出額」を「平成24年農業産出額」に、「平成23年林業算出額」を「平成24年林業産出額」に、「平成23年漁業生産額」を「平成24年漁業生産額」に、「78,777」を「80,652」に改め、同項算式の符号B中「工業統計調査規則」を「経済センサス活動調査規則」に、「平成22年12月31日」を「平成24年2月1日」に、「2,257,642」を「2,225,321」に改め、同項算式の符号C中「平成23年度」を「平成24年度」に、「0.494」を「0.509」に改め、同項算式の符号D中「平成24年11月から平成25年4月まで」を「平成25年11月から平成26年4月まで」に、「平成25年5月31日」を「平成26年5月30日」に改め、同表市町村の項算式の符号B中「工業統計調査規則」を「経済センサス活動調査規則」に、「平成22年12月31日」を「平成24年2月1日」に、「2,257,302」を「2,224,953」に改め、同項算式の符号C中「平成23年度」を「平成24年度」に、「0.475」を「0.470」に改め、同条第六項中「一・〇六六」を「一・一〇七」に、「〇・九七八」を「一・〇〇八」に改める。

附則第十九条の十五の二を削る。

附則第十九条の十六を次のように改める。

（平成二十六年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「補正指数」という。）に附則別表第十三⑴のAに定める当該補正指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数が二・六〇三六を超える場合は、二・六〇三六とする。）に〇・二八七一を乗じて得た率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九七九三三八を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

一　平成二十五年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十六年地方交付税法改正法第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十四年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十五年地方交付税法改正法第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　平成二十三年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四　平成二十二年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五　平成二十一年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

2　三兆四千百一億千七百二十九万八千円と各道府県について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3　各市町村の法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に附則別表第十三⑵のAに定める当該補正指数に応ずる率を乗じて得た数とBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、政令市にあつては、当該数が三・七四三〇を超える場合は、三・七四三〇とし、その他の市町村にあつては、当該数が三・七四一一を超える場合は、三・七四一一とする。）に〇・二二七四を乗じて得た率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、一・〇〇七〇三一四を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

4　合併関係市町村（第四十八条第一項に規定する合併関係市町村をいう。以下この条において同じ。）に係る前項に規定する控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ第八項の適用がないものとした場合における第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、Aとする。

算式の符号

A　第8項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B　法附則第6条の3の適用がないものとした場合における第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

α　第48条第1項の算式の符号αに同じ。

5　合併関係市町村に係る第三項に規定する補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条において「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一項第一号から第五号までに掲げる数値、平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第一項第二号から第五号までに掲げる数値、平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一項第三号から第五号までに掲げる数値、平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。